

## 北本市空家等対策協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）第3条の規定に基づき、北本市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (2) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、法第7条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委任)

第8条 この規則の定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。